

令和6年6月28日

第六管区海上保安本部

【目次】

第266項	瀬戸内海	備讃瀬戸南航路	灯浮標復旧
第267項	瀬戸内海	備後灘、六島南西方	潜水調査
第268項	瀬戸内海	三島川の江港	花火打ち上げ
第269項	瀬戸内海	西条港	浅所存在
第270項	瀬戸内海	来島海峡	指定経路設定等(予告)
第271項	瀬戸内海	安芸灘及び呉港	救難訓練
第272項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	遠泳訓練
第273項	瀬戸内海	広島湾、厳島南方	環境調査
第274項	瀬戸内海	周防灘、鼻線瀬戸	海底波高計撤去作業

お知らせ 【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

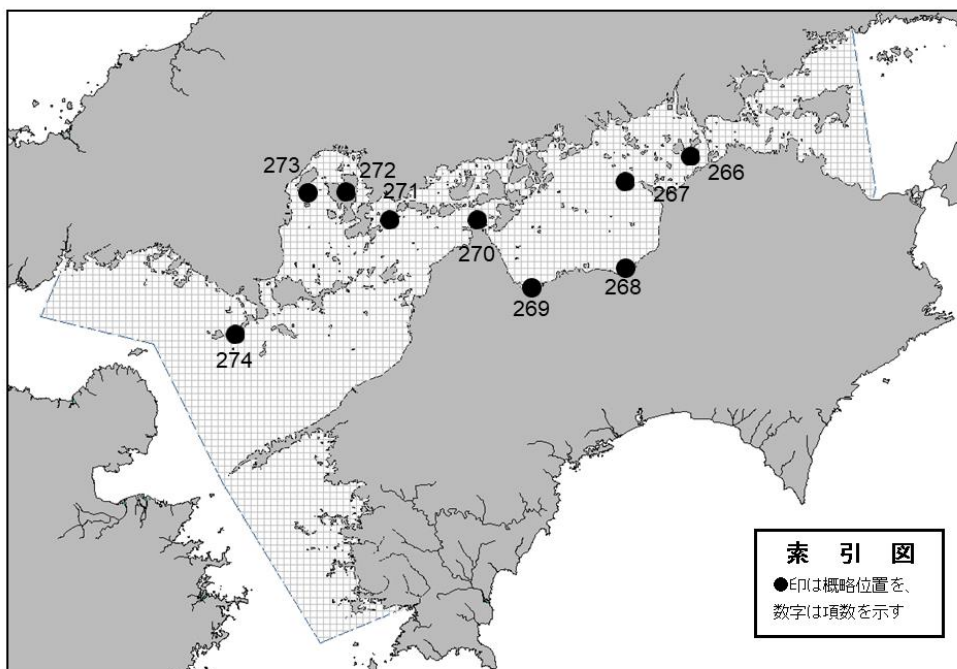
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



★6年266項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸南航路 灯浮標復旧

六管区水路通報6年21号234項削除

名称 備讃瀬戸南航路第7号灯浮標
 位置 34-20.3N 133-45.3E
 海図 W1123-W1122-W137B-
 JP137B-W153-JP153
 参照書誌 411 4241番
 出所 第六管区海上保安本部



★6年267項 瀬戸内海 — 備後灘、六島南西方 潜水調査

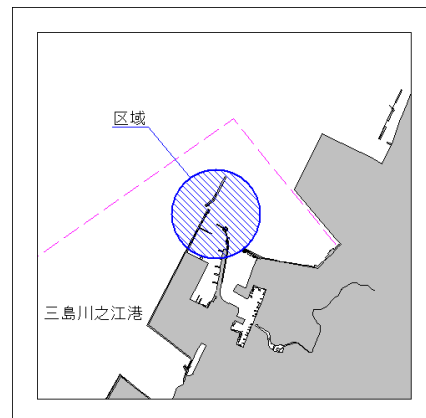
期間 令和6年7月8日～11日(予備日12日～15日)の1000～1600
 区域 34-16-46N 133-28-40Eの地点を中心とする
 半径500mの円内

備考 (1) 作業船は水中ドローンを使用する
 (2) 警戒船を配置

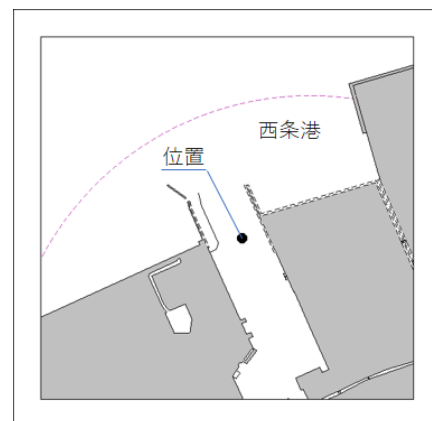
海図 W130-W1105-W1118-
 W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



★6年268項 瀬戸内海 — 三島川之江港 花火打ち上げ
期 間 令和6年7月13日(予備日14日、15日)の2000~2050
区 域 34-01-33.2N 133-34-12.5Eの地点を中心とする
半径330mの円内
備 考 警戒船を配置
海 図 W165-JP165
出 所 三島川之江港長



★6年269項 瀬戸内海 — 西条港 浅所存在
位 置 33-56-18.5N 133-10-14.6E、水深約3.5m
海 図 W1236
出 所 第六管区海上保安本部



★6年270項 瀬戸内海 — 来島海峡 指定経路設定等(予告)

六管区水路通報6年24号261項削除

期 間 令和6年7月1日1000から施行

1. 指定経路設定

- (1) 来島海峡航路を西向きに航行し、御手洗港防波堤灯台(34-10-39N 132-52-10E)から来島梶取鼻灯台(34-07-06N 132-53-33E)まで引いた線(以下「E線」という。)を横切って航行しようとする船舶は、北流時、来島梶取鼻灯台から27度 5, 210mの地点(以下「A地点」という。)とA地点から258度 1, 850mの地点(以下「B地点」という。)を結んだ線の北側を航行すること。南流時には、A地点とB地点を結んだ線の南側を航行すること。
- (2) E線を横切って来島海峡航路を東向きに航行しようとする船舶は、北流時、A地点とB地点を結んだ線の南側を航行すること。南流時には、A地点とB地点を結んだ線の北側を航行すること。

2. バーチャルA I S航路標識設置

位置1 34-09-24N 132-53-55E、来島海峡航路西口AバーチャルA I S航路標識(安全水域標識)

位置2 34-09-37N 132-55-05E、来島海峡航路西口BバーチャルA I S航路標識(安全水域標識)

3. 推薦航路の短縮

区 域 3地点を結ぶ線上付近

(1) 33-57. 5N 132-42. 9E

(2) 33-59. 7N 132-44. 3E

(3) 34-03. 4N 132-48. 2E

4. 灯浮標廃止

位置3 34-07. 1N 132-52. 1E、安芸灘南航路第4号灯浮標

備 考 令和6年6月24日に廃止済み

備 考 詳細については、第六管区海上保安本部交通部

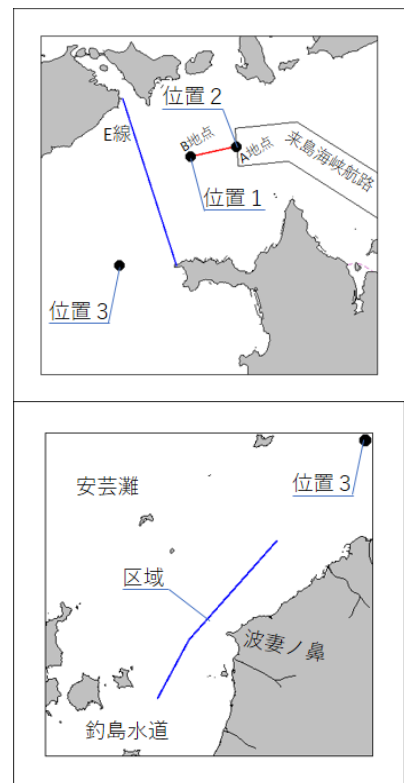
航行安全課にお問い合わせされたい

電話 082-251-5111(代表)

海 図 W132-JP132-W104-JP104-

W141-JP141-W1108-JP1108

出 所 令和6年海上保安庁告示第25号、第六管区海上保安本部



★6年271項 瀬戸内海 — 安芸灘及び呉港 救難訓練

1. 期間 令和6年7月5日1030～1230

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-09.5N 132-43.5E
- (2) 34-07.0N 132-43.5E
- (3) 34-03.2N 132-36.6E
- (4) 34-09.4N 132-36.7E

2. 期間 令和6年7月11日1030～1230

区域2 3地点により囲まれる区域

- (1) 34-12.3N 132-31.7E
- (2) 34-12.1N 132-30.3E
- (3) 34-13.6N 132-30.3E

備考 巡視艇及び航空機による吊上げ、降下訓練

海図 W1131-W141-JP141-W1108-JP1108

出所 第六管区海上保安本部



★6年272項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 遠泳訓練

1. 期間 令和6年7月1日～29日1515～1645

区域1 2地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-14.8N 132-27.9E
- (2) 34-14.4N 132-28.0E

2. 期間 令和6年7月31日(予備日8月2日)の0800～1400

区域2 6地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-14.8N 132-27.9E
- (2) 34-14.3N 132-28.3E
- (3) 34-13.9N 132-28.1E
- (4) 34-13.9N 132-27.7E
- (5) 34-14.5N 132-27.5E
- (6) 34-14.8N 132-27.9E

備考 (1) コースを示す浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海図 W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★6年273項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島南方 環境調査

期間 令和6年7月9日(予備日10日～19日)の日出～日没

位置 34-13.0N 132-18.6E

備考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W113-W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★6年274項 瀬戸内海 — 周防灘、鼻繰瀬戸 海底波高計撤去作業

期 間 令和6年7月12日～8月31日の内7日間の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-47-17N 132-01-33E
- (2) 33-47-03N 132-01-38E
- (3) 33-46-54N 132-01-12E
- (4) 33-47-10N 132-01-05E

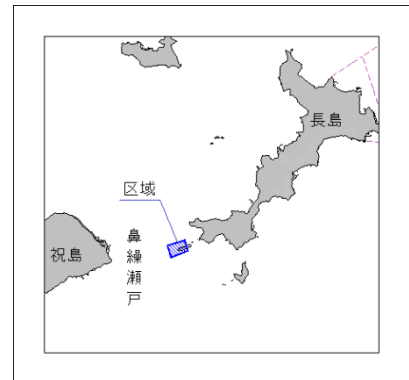
備 考 (1) 作業船は調査機器をえい航する

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海 図 W163-W140

出 所 第六管区海上保安本部





海上保安庁

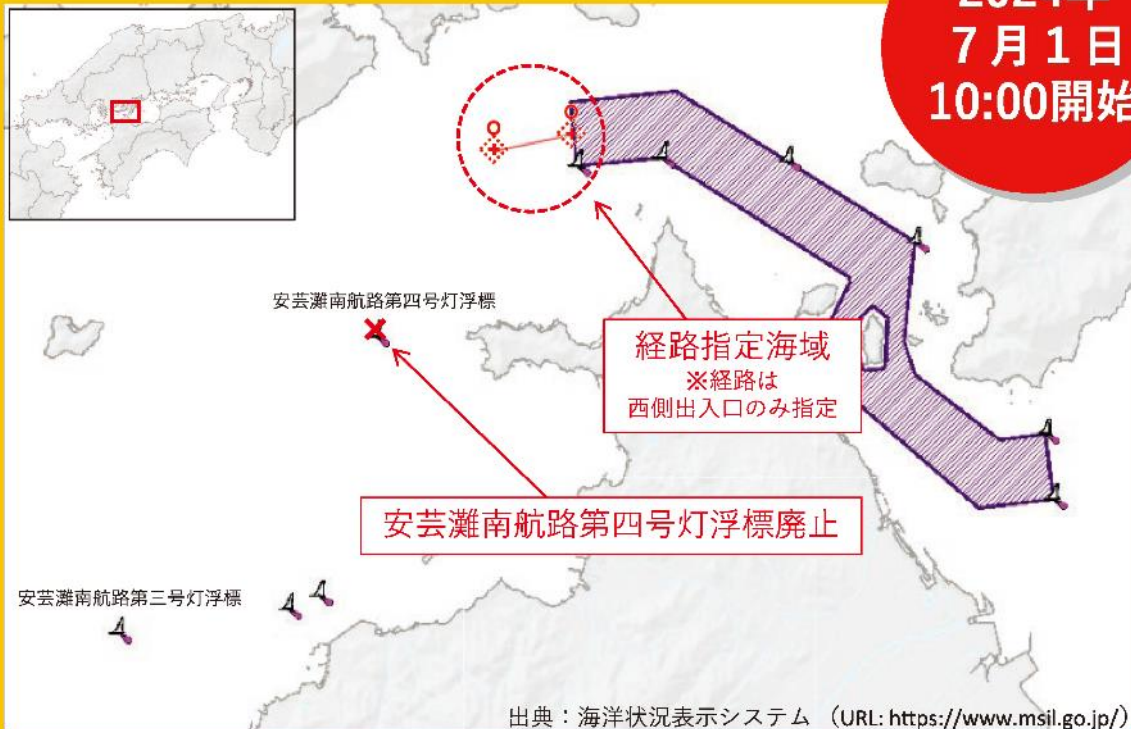


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



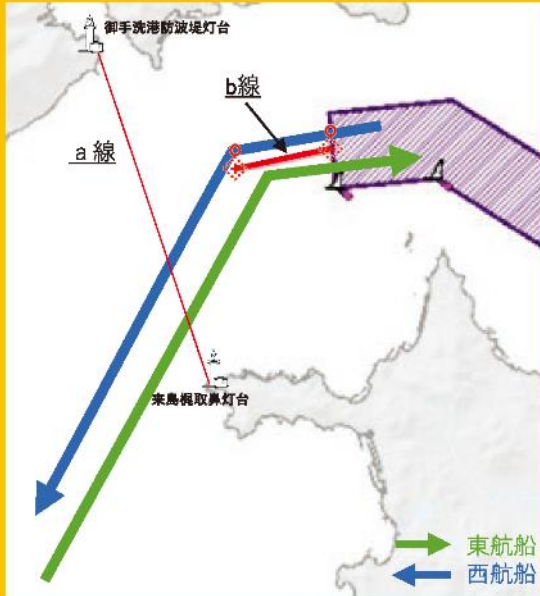
第六管区海上保安本部
ホームページ

2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

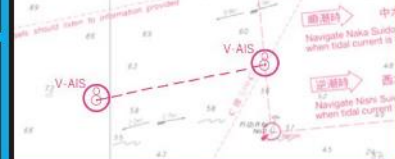
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成